

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス： 中国で高成長と低インフレが並存する理由

一般的には好況とインフレ、不況とデフレという組み合わせがしっくりくるのだが、中国では高成長下で安定的な物価水準が続いている。本年の上半期では GDP が 10.9% (実質、対前年比) と高成長下で消費者物価指数 (CPI) は 1.3% と極めて落ち着いている。こうした状況は理想的ではあるが、一方で景況判断を難しくしており、実際、中国地場紙誌などでは足元の景気が過熱なのか否かを巡る議論が極めて活発になっている。

改革開放以降を振り返って見ると、中国は 1980 年、1985 年、1988 年、1994 年をピークとする 4 回のインフレ過熱を経験しているが、1996 年末以降では 1998 年～1999 年、2001 年末から 2002 年にかけて 2 回のデフレを経験している (『中国のインフレ変動』『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』2005 年 5 月)。価格統制の緩和や自由化は、抑制されていた価格の上昇圧力や便乗値上げで、インフレを惹起したが、自由化が一巡したといわれる 90 年代半ば以降はむしろデフレ的な傾向が強いということになる。

高成長と低インフレ並存の背景として一般的に指摘されるのは過剰投資による供給力拡大に伴う過剰供給である。このため政府は、投資主導から消費主導の経済成長へと転換すべく躍起になっているわけである。

一方、中国在住者と話をしていて感じられるのはこの低インフレと彼らの生活実感との不一致である。この点から、物価統計は適切かとの議論が起こる。例えば「21 世紀経済報道」は、各地の物価記録などの調査から、1978 年から 2005 年までの都市部の CPI 上昇率は年平均で 15.6% であり、食料品価格は 10 倍に、住宅費や医療費は 50 倍に上昇したとし、こうした個別価格と CPI との乖離は、CPI の構成に占める医療費や教育費、そして特に住宅費の低さが背景であるとしている。

安定的 CPI 下での高成長がバブルの生成と崩壊に繋がった本邦の事例は、世界の政策担当者の共有財産となっているといわれる。上述した CPI 統計の補完と、(フローとストックの違いはあるが) CPI で補足できない不動産など資産価格の動向は現在の中国当局者にとっては最大の関心事ではないか。7 月末に発表された外資の不動産市場参入制限策など矢継ぎ早の施策はこうした事情を踏まえたものだろう。我々外資系企業としても不動産を巡る中国政策当局の動きには注意をしておくべきだろう。

1978 年と 2005 年都市消費品価格比較

品目	1978 年	2005 年	2005 年/1978 年比較
1. 食品 (500g/元)			約 10 倍
粳米	0.142-0.205	1.3-3.0	6-12 倍
小麦粉	0.185-0.22	1.2-2.9	5-16 倍
豚肉	0.85-1.0	6-10	7-12 倍
野菜	0.0483-0.0628	0.5-3.0	10-62 倍
卵	0.85-0.9	2.5-5.0	2.8-5.6 倍
2. 煙草酒			約 5-20 倍
中華煙草 (1 箱)	0.55	52	94 倍
茅台酒 (1 瓶)	8.0	238	29 倍
ビール (1 瓶)	0.42-0.58	2.0-5.0	3.5-8.6 倍
3. 衣服	10-20	100-500	10-50 倍
4. 医療			50 倍以上
風邪 (回)	0.5-1.0	10-200	20-200 倍
受付費	0.1-0.2	0.5-20	5 倍以上
5. 教育			約 100 倍
中小学校雑費 (年)	1.5-6.0	150-400	100-260 倍
大学学費雑費 (年)	0	数千円以上	
6. 住宅			約 50 倍以上
1. 家賃 (月/平米)	0.22	5-40	20 倍以上
2. 住宅	0	数十万	

(出所) 「21 世紀経済報道」などより北京支店作成

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●国家発展改革委員会等 5 部門による「新規プロジェクト整理に関する指導意見」発表

国家発展改革委員会等 5 部門は共同で 8 月 3 日、「新規プロジェクト整理に関する指導意見」を発表した。1-6 月の新規プロジェクト着工件数は 9.9 万件と前年比 1.83 万件も増加したことから、固定資産投資の急増抑制を図るもの。具体的内容は以下の通り。①整理対象:総投資金額 1 億元以上の新規プロジェクト。うち、鉄鋼、電解アルミ、合金鉄、コークス、自動車、セメント、電力、紡績は 3,000 万元以上、石炭は年間生産能力 3 万トン以上のプロジェクト。②整理基準:国家産業政策、プロジェクト審査認可手順、土地・環境保護・貸出・安全性に関する審査認可要求に合致しているか否か。③新規プロジェクト着工の条件:(a)国家産業政策、発展建設計画、市場参入基準に合致。(b)関連規定に基づき、審査認可または届出済み。(c)建設プロジェクト用地の事前審査、農地転用・土地収用審査認可、土地使用証手続きが完了。(d)環境アセスメントの認可取得済み。(e)審査認可、許可が必要なプロジェクトの場合、認可、許可取得前に用地審査完了が必須。

2. 産業

●「国内貿易発展 11・5 規画」発表

商務部は 7 月 26 日、「国内貿易発展 11・5 規画」を発表した。これは第 11 次 5 ヶ年規画に沿ったもので、商務部が国内貿易に対する単独の規画を策定したのは今回が初めて。「規画」の主要原則は以下の通り。

①**原点は実需**:市場経済の法則に基づき、近代流通モデルと管理制度を確立。②**経済、社会全般に亘る発展に寄与するものとする**:内需拡大、経済発展モデルの転換、社会主義新農村の建設、雇用の拡大。③**国内貿易発展の重要問題の解決**:農村市場システムの建設、地域市場の均衡発展、食品安全、市場経済の規範化。④**国内、国外貿易の一体化**:国内・対外貿易の発展を統一的に計画案配。

●1-6 月 鋼材輸出急増が貿易摩擦の火種

中国鉄鋼工業協会の最新統計データによると、今年 1-6 月の中国粗鋼生産量は前年同期比 18.26%増の 1 億 9,946.96 万トン、鋼材生産量は同 25.78%増の 2 億 2,195.18 万トンと引続き増加傾向にあり、これに伴い、鋼材輸出も前年同期比 47.71%増と大幅に伸びている。今年に入って中国は鋼材純輸出国となっており、また輸出先は特定の国に集中しているため、今後の貿易摩擦が懸念される。既に、韓国、米国、EU からは注意の目が向けられており、オーストラリア、インドネシア等のアンチ・ダンピング調査も開始されている。

3. 貿易・投資

●新「上場企業 M&A 管理弁法」公布

中国证券監督管理委員会は 7 月 31 日、新たな「上場企業買収管理弁法」を公布した。施行は 9 月 1 日。2002 年 12 月施行の同名規定を改定するもの。

主要なポイントは、①強制的且つ全面公開買付方式から買収者の選択可能な公開買付方式へ変更。②間接 M&A(証券市場における株式買付)、実質株主の変更等の事項を本弁法により管理。③事前認可から事前・事後の管理監督体制へ転換。④コーポレート・ガバナンスの強化と MBO(経営陣による買収)の監督管理の強化。⑤外資による M&A は国家産業政策と業界参入ガイドラインに合致。

なお、ディスクロージャーの内容、書式に関する規則も近々公表され、上海、深圳証券取引所も関連の業務規則を制定の予定。

●広州市の賃金水準 全国首位／今年も上昇が続く

今年上半年の広州市の平均賃金は 17,440 元で、前年同期比 8%増加。因みに広州市の平均賃金は 2005 年度に 33,893 元となり、深圳市を抜き全国首位となったばかり。また、2005 年の主要都市の平均賃金は上海 26,823 元、北京 28,348 元(2004 年)、深圳 32,476 元、天津 20,196 元であった。

4. 金融・為替

●2006 年上半年金融運営状況 貸出急増が顕在化

中国人民銀行は、今年 1-6 月の中国金融運営状況について発表した。年初来マクロ調整を強化し、金融情勢は全体的に安定しているとした上で、以下の特徴を指摘している。

①**マネーサプライの伸びが速い**:M2 残高は 323,000 億元、前年同期比 18.4%増、M1 残高は 112,000 億元、同 13.9%増、M0 残高は 23,000 億元、同 12.6%増で、伸び率はいずれも前年同期の伸び率に比べて 2 ポイント上昇。

②**新規貸出の増加が顕著**:6 月の人民元貸出残高は 215,000 億元、前年同期比 15.2%増加し、伸び率は前年同期比 2 ポイント上昇。1-6 月の人民元貸出増加額は 21,800 億元で、前年同期比 7,233 億元の増加。

③**インターバンク・コール市場取引が活発**:1-6 月のインターバンク・コール市場の累計取引高は 165,000 億元、前年同期比 65,000 億元の増加。一日当りの取引高では前年同期比 66.1%の増加。

④**人民元為替相場の変化は穏やかに進む**:人民元相場は緩やかに上昇しており、昨年 7 月の為替相場制度の改革以来で 3.5%増価し今年上半期末には 1 ドル=8 元を上回る水準となった。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、7 月下旬から 8 月上旬にかけて公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[政策] ○「国務院弁公庁の財政部等部門の我が国アニメ産業発展推進に関する若干意見の転送発布」(国弁発[2006]32 号、2006 年 4 月 25 日発布) ●「商務部、国土資源部の『国家級経済技術開発区経済社会发展“十一五”計画要綱』の印刷発布に関する通知」(商資発[2006]257 号、2006 年 7 月 21 日発布) ●「商務部の『国内貿易発展“十一五”計画』の印刷発布に関する通知」(商建発[2006]349 号、2006 年 7 月 26 日発布) [規則] ○「税関総署公告 2006 年第 31 号」(2006 年 5 月 30 日発布、同年 7 月 1 日実施) ○「商務部弁公庁の外商投資上場会社の株式権区分配置改革の関係業務を真剣適切に行うことに関する通知」(商弁資函[2006]63 号、2006 年 7 月 4 日発布) ○「税関総署、国家发展改革委員会、財政部、商務部公告 2006 年第 38 号」(2006 年 7 月 5 日発布) ●「国家税務総局、国家发展改革委員会の『外商投資プロジェクト国産設備購入税還付管理試行弁法』の印刷発行に関する通知」(国税発[2006]111 号、2006 年 7 月 24 日発布、同年 7 月 1 日施行) ○「国家发展改革委員会、国土資源部、国家環境保護総局、国家安全監督管理総局、中国銀行業監督管理委員会の『新規着エプロジェクト整理工作指導意見』の印刷発布に関する通知」(发改投資[2006]1538 号、2006 年 8 月 1 日発布)	アニメ産業の発展に関する財政部、教育部、科学技術部など 10 機関連名の通知を承認、各省・自治区・直轄市政府と国務院各機関に対して転送したもの。国家級経済技術開発区の第 11 次 5 ヶ年計画期間中の発展計画要綱。 国内貿易(商業)の第 11 次 5 ヶ年計画期間中の発展計画。 知的財産権侵害貨物の輸出差押えに関する税関への「総担保」の金額についての公告。前年に担保申請を行っている場合は翌年 6 月 30 日までの倉庫保管料と処置費用の合計額などとした。 外資 A 株上場会社の株式権区分配置改革(非流通株の流通化)を促進するよう商級商務部門に通知したもの。 「完成車の特徴を構成する自動車部品輸入管理弁法」(税関総署等、2005 年 4 月 1 日施行)で、2006 年 7 月 1 日から輸入部品の価格総額が完成車価格の 60%以上の場合、また A 類部品の輸入点数が完成車の一定数に達する場合に、完成車の特徴を構成すると見なすとしていたが、その実施を 2008 年 7 月 1 日に延期するという趣旨の公告。 国産設備購入時の増値税還付の「プロジェクト確認書」を发展改革委員会が交付するとして弁法の発布に関する通知。 今年上半期に着工した総投資額 1 億元以上のプロジェクト(鉄鋼、電解アルミ、カーバイド、合金鉄、コークス、自動車、セメント、電力、紡織は 3 千万元以上、石炭は年産設計能力 3 万トン以上)に対し、左記の地方部門に再審査、処分を行うよう通知したもの。
---	--

●国家級経済技術開発区の第11次5ヵ年計画要綱が発表される

7月21日付で、商務部と国土資源部から国家級経済技術開発区の第11次5ヵ年計画要綱の発布に関する上記通知が発布された。

第11次5ヵ年計画期の総体目標は、①国内発展促進と対外開放拡大の結合体とすること、②多国籍企業がハイテク・高付加価値の加工・製造部門、研究開発センター、サービス外注業務を移転する基地とすること、③ハイ・ニューテク産業、現代サービス業、高レベルの人材の集中区域とすること、④経済構造調整と区域経済協調発展を促進する支柱とすること、⑤各地区の都市化と新型工業化の推進力とすること、⑥体制改革、科学技術革新、循環経済発展の先兵とすること、とされている。

2010年の主な数値目標は、次のとおり。

- ①GDP2兆元、一人当たりGDP30万元(約3万7千ドル)、年平均成長率8%、全国シェア約8%。
- ②輸出額3千億米ドル、年平均成長率21%。
- ③区内就業人口775万人。

また、外資導入の目標としては、次のような点があげられている。

- ①誘致モデルの転換。外資利用規模・数量の拡大から質・水準の向上へ。「来る者は拒まず」から選択的導入へ。単純な資金導入から資源・人材・技術・管理の導入へ。

- ②重点分野、重点プロジェクトの誘致。環境友好型、資源節約型、投資強度(注)が高く、産出率が高いプロジェクトを選択的に誘致。設備製造業、重化学工業、高新技術産業、現代農業など国の重点奨励産業を積極的に誘致。多国籍企業の研究開発センター、財務センター、技術サービス・センター、トレーニング・センター、調達センター、物流センター、運営センター、及びそれらを組み合わせた基地への投資を誘致。

(注)投資強度とは、単位面積当たりの固定資産投資額をいう。

- ③新分野の率先開放。現代サービス業を重点とし、金融、保険、物流、観光などのサービス貿易分野、港湾、道路、橋梁、都市交通、水道、ガスなどのインフラ、医療、教育、体育などの公益プロジェクトを開拓。
- ④外資と内資の協調発展促進。科学技術力、収益力の高い内資企業を誘致し、また大中型国有企業を集中させ、外国投資者の合併・買収、資本参加など多様な方式による内資企業の改組・改造を模索。

一方、発展のための政策措置としては、次のような点が注目される。

- ①体制改革・革新の推進。各行政区域の管理機構と別の「管理委員会体制」を保持。「国家級経済技術開発区条例」の制定を研究、各省・自治区・直轄市政府は地方法規、規則を制定し、国家級経済技術開発区の管理体制を制度化。

金融機関と投資会社を設立し、区内の高成長企業への投資を推進。プロジェクト・ファイナンス、経営権譲渡、株式譲渡などの方式で国外資本市場に進出し、国外資金を調達。財産権取引市場を設立し、信託業務を推進、各種ベンチャー投資会社、担保会社の設立を奨励、ファンド管理会社を誘致。

- ②投資・貿易に便利な環境の創造。高水準のインフラ施設、情報化園区の建設を推進。ISO9001による高効率、低コストの行政管理を実行。電子通関制度を率先実施。知的財産権保護を強化。

- ③政策支援の整備。条件が成熟した開発区を選択し、「国家総合改革試験区」を設立。土地管理を強化。産業構造調整・高度化のための優遇政策を試験的に実施。サービス外注請負企業を生産型企業または先進技術型企业と見なし、企業所得税の優遇を供与。条件に合う開発区に対し、科学技術園区、輸出加工区、保税區、保税物流センター、保税倉庫、輸出監督管理倉庫の設立を奨励。

商務部は、昨年、「国家級経済技術開発区の発展水準の更なる向上促進に関する若干の意見」を発表し、また今年に入って外商投資商業企業や外商投資国際貨物運輸代理企業の審査認可権を委譲するなど、国家級経済技術開発区を重視する姿勢を示していたが、今回の第11次5ヵ年計画要綱の発表は更にそれをアピールした格好だ。

●国産設備購入時の増値税還付で新たな手続き

7月24日付で、国家税務総局と国家発展改革委員会から外商投資企業の国産設備購入時の増値税還付に関する上記表中の新規定が発布された。7月1日に遡って施行される。

国産設備購入時の増値税還付は、「外商投資産業指導目録」の奨励類プロジェクトに該当する外商投資企業を対象とする優遇措置で、国産の生産設備（付属部品を含む）を購入した際に支払った仕入増値税を還付するというものだ。1999年から実施されており、従来、国家税務総局の「外商投資企業国産設備購入税還付管理試行弁法」（国税発[1999]171号、1999年9月1日施行）によって還付が行われてきた。

今回の規定はこれに代わるものだ。以前の規定から変わった点は、国家発展改革委員会または省級発展改革委員会が増値税還付の証明となる「プロジェクト確認書」を交付するという点だ。総投資額3千万米ドル以上は国家発展改革委員会、3千万米ドル未満は省級発展改革委員会が交付する。対象プロジェクトには、新規の合併、合作、独資のほか、既存の合併、合作、独資企業の増資が含まれるが、こちらは外国側の増資部分に限られる。

「プロジェクト確認書」が交付されたら、まず30日以内に主管税務局に税還付の届出登記を行い、次に設備購入時（増値税専用発票発行時）から30日以内に主管税務局の「認証」を受ける。そして、還付申請は増値税専用発票発行時から90日以内に行うこととされている。

外商投資企業の設備購入に対する税の優遇に関しては、今年2月、国家発展改革委員会が設備輸入免税の「プロジェクト確認書」の交付について、一律に国家発展改革委員会か省級発展改革委員会が交付するとした通知を出し、その後、商務部がこれを否定する通知を出すという“事件”があった。（その経緯、内容については、本誌3月15日、4月12日、5月31日の各号をご参照ください。）

最終的には、従来どおり商務部または省級商務部門が大部分のプロジェクトについて「プロジェクト確認書」を交付するという点で決着したが、今回は国産設備購入時の増値税還付について国家発展改革委員会が改めて自らが「プロジェクト確認書」を交付するとしたものだ。今回の通知は、国家税務総局と連名で出したものであり、これで“効力”が確定したといえる。

国家発展改革委員会としては、プロジェクトの内容を審査する立場から、奨励類と認定したものに自ら「プロジェクト確認書」を交付するのは当然というところだろうが、一方では、商務部や省級商務部門の「プロジェクト確認書」交付に当たっての審査が甘いという認識を持っているものと推測される。今後、再び設備輸入免税の認定手続きを厳格に行うよう求める動きがあるかもしれない。

●商業の第11次5ヵ年計画が発表される

商務部から「国内貿易発展“11五”計画」が発表された。これには、2010年までの商業の発展方針・政策が示されており、興味深い。その内容については、紙幅の関係で次号で紹介することとした。

以上

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.07.31	7.9725	7.9650~7.9725	7.9690	-0.0015	6.9637	0.0787	1.02482	-0.0008	10.1574	0.0381	2.6610	1695.15	-51.98
2006.08.01	7.9700	7.9675~7.9746	7.9746	0.0056	6.9465	-0.0172	1.02570	0.0009	10.1640	0.0066	2.6619	1682.47	-12.68
2006.08.02	7.9700	7.9682~7.9719	7.9713	-0.0033	6.9635	0.0170	1.02516	-0.0005	10.2070	0.0430	2.6655	1682.76	0.29
2006.08.03	7.9745	7.9730~7.9781	7.9768	0.0055	6.9449	-0.0186	1.02620	0.0010	10.1840	-0.0230	2.6639	1682.83	0.07
2006.08.04	7.9761	7.9755~7.9800	7.9784	0.0016	-	-	1.02620	0.0000	10.2030	0.0190	2.6076	1650.23	-32.60

トピックス

【31日】

- 中銀は28日、さらなる大幅な人民元の上昇を許容できると示唆した中国紙の報道を非難した。
- プール 米セントルイス地区連銀総裁は、中国が人民元をさらに柔軟化させることは、同国にとって利益になるとの見方を示した。また、中国の世界経済への統合で米国の非熟練労働者の賃金に影響が及んでいるものの、孤立主義で事態に対応していくことは誤りとの見解を明らかにした。

【1日】

- 米メディアによると、ポールソン米財務長官は、強い米ドルは米国の利益であると述べるとともに、中国が世界不均衡是正に向けて外国為替政策で柔軟性を高める必要があると指摘した。さらに、為替相場が開かれた競争的な市場で決められるのが最善との見解を示した。

【2日】

- 国家発展改革委員会は、経済の安定を脅かす可能性があるとして、過度に急速な固定資産投資の伸びに歯止めをかける必要性をあらためて強調した。
- 中国紙によると、国家情報センター経済予測局の調査報告では、人民元の対米ドル相場は年内も引き続き緩やかな上昇を示す公算が大きく、2006年全体の上昇率は約+2.0%となる見通しとなった。
- ロイター通信によると、中銀は1日の市場操作で約10週間ぶりに短期金利の低下を促した。1年物証券809000万元を売却したが、通常とは異なり、入札前に利回りを設定した。これにより、銀行間流通市場の1年物利回りは、前日の2.9256%から2.9022%へと低下した。
- 国家発展改革委員会は、地方政府に対し、緊急に新規投資プロジェクトが土地利用、信用、環境、産業政策のガイドラインに従っているかどうか1ヶ月以内に調査するよう求めた。
- 政府関係筋は、巨額な外貨準備の構成を多様化し米ドル相場下落に伴うリスクを減らすべきであると指摘した。さらに王以銘 国家発展改革委員会マクロ経済研究院副院長は、個人的な見方であって政府の見解ではないと強調した上で人民元の変動幅を徐々に拡大すべきであるとの見解を示した。
- 新華社によると、中銀は同国がマネーおよび信用拡大の勢いを抑制することに成功しているものの、引き続き慎重な政策を取るべきであるとの見解を示した。

【3日】

- 上海証券報は、政府が株価対策として機関投資家に対する株式投資規制を緩和する可能性があるとの見解を示した。

【4日】

- 黄海 商務部次官補は、政府は貿易黒字の削減を目指しており、最終的な目標は貿易収支の均衡であるとの見解を示した。

RMB レビュー&アウトルック

- 31日、1米ドル7.9725円で寄り付いた人民元は、7月半ば以降上昇してきた動きから反転、週末4日には7.9800円まで下落した。国家情報センターが、年内の人民元上昇を2%とする見通しを示したが、これは7.91レベルとなる。一方過熱する固定資産投資に関しては、地方政府におけるプロジェクト見直しなど、金融引締め以外の抑制策を講じている。引続き政府は、人民元の上昇容認と固定資産投資抑制の両政策に重点を置いていく事となる。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されています。